

第 25 号議案

足立区高齢社会対策基本条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 20 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区高齢社会対策基本条例の一部を改正する条例

足立区高齢社会対策基本条例（平成 12 年足立区条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

「第 2 章 老人保健福祉計画」を「第 2 章 高齢者保健福祉計画」に改める。

第 8 条の見出し中「老人保健福祉計画」を「高齢者保健福祉計画」に改め、同条第 1 項中「及び老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）」を削り、「老人保健福祉計画」を「高齢者保健福祉計画」に改め、同条第 2 項中「老人保健福祉計画」を「高齢者保健福祉計画」に改める。

第 9 条（見出しを含む。）中「老人保健福祉計画」を「高齢者保健福祉計画」に改める。

付 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

老人保健法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。